

現行	改正後（案）
<p>第1条～第43条 （略）</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 暴力団（宇和島市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(9) 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者_____を、受注者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう）<u>又はその支店若しくは</u>常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者_____をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等_____と認められるとき。</p> <p><u>イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ウ</u> 役員等が<u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどした</u>と認められるとき。</p> <p><u>エ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>第1条～第43条 （略）</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 暴力団（宇和島市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(9) 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう）<u>、その支店又は</u>常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等_____と認められるとき。</p> <p>_____</p> <p><u>イ</u> 役員等が、<u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p><u>ウ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p><u>エ</u> 役員等が、<u>暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p>

現行	改正後（案）
<p> <u>オ</u> 役員等が <u>ニ</u> 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。 カ～キ 省略 (11) (略) 第45条～第57条 (略) </p>	<p> <u>オ</u> 役員等が <u>ニ</u> 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。 カ～キ 省略 (11) (略) 第45条～第57条 (略) </p>